

江の川上流域の減災に係る取組方針

～取組方針の見直しについて～

令和4年5月

1. 令和3年度以降の取組方針

- 令和2年度に、取組方針策定時（平成28年度）の当初対象期間とした概ね5年が経過した。
- 江の川上流域においては多くの取組項目が完了しているが、未完了の項目、避難訓練等継続して実施する項目が存在する。

水防災に係る近年の動向と江の川上流域における経緯

H27.09 平成27年9月 関東・東北豪雨

H27.10 「大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」への諮問（国土交通省⇒社会資本整備審議会）

H27.12 「水防災意識社会再構築ビジョン」策定

H28.08 北海道・東北地方を襲った一連の台風

H28.08 中小河川に拡大することを決定

H29.1 「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」答申（社会資本整備審議会⇒国土交通省）

水防災意識社会の再構築に向けた取組を制度化、行動計画を作成

※H29.05 水防法等の一部を改正する法律公布

※H29.06 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を公表

H29.07 平成29年7月 九州北部豪雨

H29.12 土砂・流木対策を追加

※「中小河川緊急治水対策プロジェクト」発表

H30.07 平成30年7月豪雨

H30.12 「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～答申」を公表

※H31.1 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を改訂

R1.10 令和元年10月 令和元年東日本台風

R2.7 令和2年7月豪雨

※R2.7 「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について 答申」（社会資本整備審議会⇒国土交通省）「流域治水」への転換

※R2.12 令和元年の洪水等を踏まえた取組内容の充実を踏まえ令和2年度中に「地域の取組方針」を改訂（中国地整）

H28.7 「江の川上流大規模氾濫に関する減災対策協議会」設立
第1回江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会開催
「江の川上流域の減災に係る取組方針」策定

H28.10 第2回江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会開催

H29.5 第3回江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会開催

H30.1 第4回江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会開催

H30.6 第5回江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会開催
「江の川上流域の減災に係る取組方針」を見直し

H30.12 第6回江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会開催

R1.6 第7回江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会開催
「江の川上流域の減災に係る取組方針」を見直し

R2.6 第8回江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会開催
「江の川上流域の減災に係る取組方針」を見直し

R3.12 第9回江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会開催

R4.5 第10回江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会開催

2. 令和3年度以降の取組(案)

- 関係機関が一体的・計画的に取り組むための4本の柱を継承し、各機関の連携により、災害への備えを継続する。

■取組の4本の柱

- ① 迫り来る危機に対応する的確な避難行動のための取組
- ② 避難時間を確保する効果的な水防対策の取組
- ③ 水防災と地域社会を意識した防災教育の取組
- ④ 異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実

- 現在までの取組状況や水防災に係る近年の動向を踏まえて、概ね5年以内（令和3～7年度）に実施する取組を設定する。
- 地域の取組方針の改定にあたっては、「大規模氾濫減災協議会の地域の取組方針の改定について（令和2年11月30日付け中国地方整備局河川部事務連絡）」に基づき、緊急行動計画に関する令和3年度からの取組基本方針（案）により行うこととする。
- 主な取組(案)を次に示す。なお、今後の検討において変更、追加する場合がある。

2. 令和3年度以降の取組(案)

- 水防災に係る近年の動向を踏まえて、基本的に従来の取組を継続して実施する。
- 一部の項目については、令和2年度までの実施状況を踏まえ、取組内容を見直し。

※赤字箇所:見直し案

■住民の避難行動を支援する防災情報の提供

- 広域避難や水防活動等に資する長期水位予測(水害リスクライン)等の実施
- SNSを活用した洪水時における情報提供等

■河川管理施設を最大限活用するハード・ソフト対策の促進

- 近年、外水による家屋浸水がある箇所の堤防整備や流下能力の維持管理
- 危機管理型水位計を用いた河川監視の強化・情報提供
- 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保の検討
- 簡易型河川監視カメラを用いた河川監視の強化・情報提供

■地域の防災リスクを意識した住民参加型防災教育の実施

- 住民一人一人の避難計画(マイ・タイムライン)の普及
- 水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた高齢者福祉部局との情報共有や避難訓練の実施

■その他:水害後の効率的な復旧・復興のための取組

- 大規模災害を想定した排水作業準備計画(案)の見直し